



目 次

公 告	ページ
○建設業法に基づく処分 高知県人事委員会規則	(建設管理課) 1
◎職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	1

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年2月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 処分をした年月日
平成29年2月16日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
株式会社MASAOKA
代表取締役 政岡 寛之
須崎市大間西町3番17号
高知県知事許可（般）第6586号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止
(1) 停止を命ずる営業の範囲
公共工事以外の工事に係るもの。
(2) 営業の停止の期間
平成29年2月20日から同月26日までの7日間
- 4 処分の原因となった事実
株式会社MASAOKAは、建設業法第16条第1号に違反し、特定建設業の許可を受けていないにもかかわらず、同法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。
このことは、同法第28条第1項第2号の規定に該当する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月24日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第2号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第6号中「又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について職員の順位の判定が困難であると認められる職で、国家試験その他法令に基づく免許又は資格を有する者その他専門的な技術、知識又は経験を有する者をもって充てるべきものとして高知県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が別に定めるもの」を削り、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について職員の順位の判定が困難であると認められる職で、国家試験その他法令に基づく免許又は資格を有する者その他専門的な技術、知識又は経験を有する者をもって充てるべきものとして高知県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が別に定めるものに採用する場合

第13条の2中「又は第6号」を「、第6号又は第7号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。